



宮 崎 県 公 報

平成21年3月5日(木曜日) 第2063号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定…………… (“) 1	

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更…………… (国保・援護課) 1	
○民有林の保安林の指定(5件)…………… (自然環境課) 2	
○道路の区域の変更(2件)…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(2件)…………… (“) 3	
公 告	
○争議行為の通知…………… (労働政策課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 4	

告 示

宮崎県告示第 141号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日向市立東郷病院	日向市東郷町山陰丙1412番地1

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年2月25日から平成24年2月24日まで

宮崎県告示第 142号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
トロン薬局年見	宮崎県都城市年見町24号4番地	平成21年2月1日
ひむか薬局はまご店	宮崎県延岡市浜砂1丁目5番3号	平成21年1月1日

宮崎県告示第 143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社作松	宮崎県児湯郡川南町大字川南161番地12	デイサービスセンター湯癒亭	宮崎県児湯郡川南町大字川南161番地12	平成21年2月9日

宮崎県告示第 144号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社LifeCreate	宮崎県都城市前田町9街区11号	居宅介護支援事業所シユン	宮崎県都城市前田町9街区11号	平成21年1月21日

宮崎県告示第 145号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
株式会社 宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43号6番地1	株式会社 宮崎ヒューマンサービス延岡営業所	宮崎県延岡市浜町362番地3

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県延岡市浜町 362番地 3	宮崎県延岡市緑ヶ丘 2 丁目14-33	平成20年 10月18日

宮崎県告示第 146号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年 3 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字三方界 269-19（次の図に示す部分に限る。）、269-15、字今村 271-4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字三方界 269-15・字今村 271-4（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）、字三方界 269-19
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 147号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年 3 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町坪谷字石原 134-ハ、134-ロ、東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原 755-119
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字椎原 755-119（次の図に示す部分に限る。）、字石原 134-ハ、134-ロ
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 148号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年 3 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字麦地2607-1、2607-3、2616-4、2616-10、2616-14、西郷区立石字蔵二郎 275-4、277-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字蔵二郎 275-4・277-1（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）、字麦地2607-1、2607-3、2616-4、2616-10、2616-14
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 149号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年 3 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字矢野谷 5395-1、5397-1、椎葉村大字松尾字圃ヒ 341、352-71、352-73、大字下福良字上椎葉1825-14、1826-45
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字矢野谷5395-1・5397-1（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は択伐による。
 字矢野谷5395-1・5397-1・字囲ヒ 341・352-71・352-73・字上椎葉1825-14・1826-45 (以上7筆について、次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 150号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字松木 1984-26、2073-15
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字松木1984-26・2073-15 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 151号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年3月5日から平成21年3月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5 03号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平5444番7	旧	8.4 ~ 24.6	39.4
				新	42.0 ~	39.4

			地先から同郡同町同大字同字5444番7地先まで		76.0	
--	--	--	-------------------------	--	------	--

宮崎県告示第 152号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年3月5日から平成21年3月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	大保下曾木停車場線	延岡市北方町板下字中島戊 364番1地先から同市同町板下字獺ノ猿渡戊 330番11地先まで	旧	9.2 ~ 11.4	12.0
				新	11.2 ~ 15.0	12.0

宮崎県告示第 153号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年3月5日から平成21年3月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平5444番7地先から同郡同町同大字同字5444番7地先まで	平成21年3月5日

宮崎県告示第 154号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年3月5日から平成21年3月19日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	大保下 曾木停 車場線	延岡市北方 町板下字中 島戊 364番 1地先から 同市同町板 下字瀬ノ猿 渡戊 330番 11地先まで	平成21年3月5日

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 争議行為の目的
賃金等の要求のため
- 争議行為の日時
平成21年3月7日 午前8時30分から問題解決に至るまで
- 争議行為を行う場所
宮崎市大字芳土80番地
医療法人清芳会井上病院内
- 争議行為の概要
ストライキを含むあらゆる形態の争議行為

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、たちばな土地改良区（都城市）の役員の時任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	平 原 義 夫	都城市高崎町大牟田1842番地
理 事	関 節 男	都城市高崎町江平1780番地
理 事	中 津 辰 生	都城市高崎町大牟田1678番地
理 事	中 津 教 芳	都城市高崎町大牟田1721番地 1
理 事	永 田 達 朗	都城市高崎町江平1734番地
理 事	的 場 辰 男	都城市高崎町江平1462番地 2

監 事	中 村 哲 朗	都城市高崎町大牟田1634番地
監 事	迫 田 澄 雄	都城市高崎町江平1719番地

（任期：平成25年1月30日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	平 原 義 夫	都城市高崎町大牟田1842番地
副理事長	関 節 男	都城市高崎町江平1780番地
理 事	中 津 辰 生	都城市高崎町大牟田1678番地
理 事	中 津 教 芳	都城市高崎町大牟田1721番地 1
理 事	永 田 達 朗	都城市高崎町江平1734番地
理 事 的 場 辰 男	的 場 辰 男	都城市高崎町江平1462番地 2
監 事	中 村 哲 朗	都城市高崎町大牟田1634番地
監 事	迫 田 澄 雄	都城市高崎町江平1719番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）の役員の時任について次のとおり届出があった。

平成21年3月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	牧 野 展 親	延岡市鹿小路4717番地